株式会社 大和銀ホールディングス (コ・ド番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社あさひ銀行(頭取 梁瀬 行雄)の取引先である株式会社ディアライフについて、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立が行われました。この結果、同社向け債権について取立不能および遅延のおそれが生じましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 当該取引先の概要
 - (1)名 称 株式会社ディアライフ
 - (2)所 在 地 埼玉県入間郡大井町うれし野2丁目10番87号
 - (3)代表者の氏名 富山 眞吾
 - (4)資本金の額 5,620百万円
 - (5)事業の内容 不動産賃貸業
- 2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日 平成14年3月13日 東京地方裁判所への民事再生手続開始の申立
- 3. 当該取引先に対する債権額

あさひ銀行 貸出金 34億円

なお、子会社である大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行には、本件に関する債権は ありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権に係るあさひ銀行の取立不能見込額につきましては、あさひ銀行が平成13年11月20日に発表いたしました平成14年3月期業績予想に織り込み済みであり、影響はございません。

なお、あさひ銀行を含めた当社の業績予想につきましては、現在、策定中であり、 確定次第、公表させていただきます。

以上